

## 大阪市告示第890号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場（25メートルプール）	令和8年7月23日（木）	午前9時から 午後5時まで
	令和8年7月30日（木）	

### 2 臨時休館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場（屋外プール）	令和8年7月2日（木）	午前9時から 午後5時まで
	令和8年7月9日（木）	
	令和8年7月16日（木）	

### 3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場	令和8年7月1日（水）	午前9時から 午後10時まで
	令和8年7月3日（金）	
	令和8年7月6日（月）から 同月8日（水）まで	
	令和8年7月10日（金）	
	令和8年7月13日（月）から 同月15日（水）まで	
	令和8年7月17日（金）	

令和8年7月21日（火）から 同月22日（水）まで
------------------------------

令和8年7月24日（金）
--------------

令和8年7月27日（月）から 同月29日（水）まで
------------------------------

令和8年7月31日（金）
--------------

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）